

第四次川越市総合計画原案 基本構想 理念

〈第四次川越市総合計画 基本構想理念〉（平成 28~37 年度）

○ 人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人と人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくりま

○ 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいと思えるまちをつくりま

○ 持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に引き継ぐ安全で安心して過ごせるまちをつくりま



〈第三次川越市総合計画 基本構想理念〉（平成 18~27 年度）

- ・ 市民と行政の協働によるまちづくり
市民、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなでまちをつくりま
- ・ ふれあい、支え合いの安全・安心なまちづくり
一人ひとりの人権を尊重するとともに、コミュニティの大切さに改めて目を向け、地域で助け合い、支え合うことにより、人と人とのふれあいやかかわりを感じながら、安心して平和に暮らせるまちをつくりま
- ・ 歴史・文化を生かしたまちづくり
先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくりま
- ・ 人と環境にやさしいまちづくり
水と緑が豊かで、持続可能な社会を築く、人と環境にやさしいまちをつくりま
- ・ 活力に満ちた魅力あふれるまちづくり
経済活動が盛んで人が集う、多くの人々が「何度も川越を訪れたい」「川越に住み続けたい」と思えるような、活力に満ちた魅力あふれるまちをつくりま

基本構想の理念とは

基本構想の理念は、基本構想を定めるに当たっての、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものである。

（参考）川越市民憲章

川越市民憲章は、市制 60 周年記念事業の一環として、昭和 57 年 11 月の臨時会において、議決を経て制定したものである。（昭和 57 年 12 月 1 日施行）

この市民憲章は、住みよい魅力あふれるまちづくりを進めるための「市民の誓い」であり、市民が目指していくまちづくりの規範を示したものである。

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

1. 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
1. 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうらおいのあるまちにします。
1. きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
1. 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
1. 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

（参考）過去の総合計画の理念

- 川越市振興計画（昭和 47～60 年度）
 - ・ 理念について明確な表現がない。
- 川越市総合計画（昭和 58～平成 7 年度）
 - ・ 歴史を踏まえ、地域の潜在力を生かした都市・地域づくり
 - ・ 豊かで生き生きとした市民生活を願った都市・地域づくり
 - ・ 連帯の輪で実現する都市・地域づくり
- 第二次川越市総合計画（平成 8～17 年度）
 - ・ 一人ひとりの市民が尊重され、平等・公平で平和なまちをめざします。
 - ・ 心も生活も豊かで健康に暮らせるまちをめざします。
 - ・ 川越のまちと自然を愛し、歴史と伝統を大切にすまちをめざします。
 - ・ 広い視野に立ち、川越の新しい価値を創造するまちをめざします。
 - ・ 市民と行政とが、協働するまちをめざします。